令和　　年　　月　　日

　あさぎり町長　様

（所有者等）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電　話

あさぎり町空き家情報バンク登録申込書

あさぎり町空き家情報バンク制度実施要綱に定める制度を理解し、同要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

１　登録する物件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 物件の概要 |  |
| 所在地 | 〒　　　-  あさぎり町 | | |

２　添付書類

　　（１）あさぎり町空き家情報バンク登録情報調査票

　　（２）物件写真（外観、内部及び周辺を含む敷地の鮮明なもの）

（３）登記事項証明書又は登記簿謄本の写し

（４）最新の固定資産名寄帳か固定資産税課税明細書の写し

（５）同意書（共有物件もしくは申請者と所有者等が異なる場合）

　　（６）所有者等の住民票（共有物件もしくは申請者と所有者等が異なる場合、

同意書に記載された方全て）

３　同意事項

　私は、次のことに同意します 。

（１）登録した空き家の情報の一部（所在地、物件の概要及び写真）について、町のホームページで一般に公開されること。

（２）契約及び交渉について、次のいずれかを選択（丸囲み）すること。

ア　契約及び交渉に関わる全てについて、物件登録者と利用登録者の当事者間で責任をもって行います。ただし、利用登録者が一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会（以下「協力事業者」という。）に仲介を依頼したときは、それに合意します。

イ　契約及び交渉に関わる全てについて、協力事業者へ仲介を依頼します。併せて、協力事業者への情報の提供を承諾します 。

（３）利用登録者に対して、登録された情報及び連絡先等の個人情報を、交渉に必要な範囲内で町が提供すること。

（４）空き家情報バンクに登録する物件及び所有者等の適正確認に際して、町と協力事業者が、関係者及び関係機関に調査又は照会すること。

４　誓約事項

私は、次のことを誓約します。

（１）空き家情報バンク登録情報調査票の記載内容に偽りはないこと。

（２）利用登録者との交渉及び契約には誠意をもって臨み、疑義、紛争等については当事者間で解決に当たること。

（３）利用登録者との交渉及び契約を通じて得られた情報については、その目的に従ってのみ利用し、乱用しないこと。

＜注意事項＞

１　協力事業者に依頼する場合、仲介手数料がかかります。仲介手数料は、宅地建物取引業法第４６条第１項の規定により国土交通大臣が定める報酬の額の範囲内となります。

２　町は、この申請により登録された情報を空き家情報バンクの目的以外には利用しません。

３　町は、情報の提供、必要な連絡調整等を行いますが、空き家の売買又は賃貸借に関する契約、交渉及び仲介並びにこれらに係る苦情、紛争等については、一切これに関与しません 。

４　申請者と所有者等が異なる場合は、同意書により物件所有者全員の意思確認が必要です。

５　相続登記ができない等の理由で所有者の意思確認が得られない場合や、法律の規制、その他の理由で売買や賃貸が困難と判断した場合は、空き家情報バンクに登録できません。

６　暴力団、暴力団員であるか、暴力団、暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有する者は、空き家情報バンクを利用できません。

７　申込書等に虚偽・錯誤により事実と異なる事項があったとき、及びその他登録が適当でないと認められたときは、登録が取り消されます。

８　町は、所有者等、利用登録者、協力事業者及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害、登録物件の瑕疵によって生じた損害について、その責を負わないものとします。